

平成29年度（2017年）奨学生志願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

平成29年度奨学生を下記により募集します。

〈奨学生出願の資格〉

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、高等学校等（高等学校全日制、中等教育学校後期課程、総合支援学校高等部、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）及び県内の専修学校専門課程等に在学している人。
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる人。
- 3 (独) 日本学生支援機構やその他の団体の奨学生でない人。

〈貸与月額・募集期間・貸与期間〉

		区 分		貸与月額	募集期間	貸与期間	参 考
高 等 学 校	国 公 立	一 般	一 般	18,000	4月8日	正規の修業期間（4月分から貸与）	額は月平均の返済の1/3の以上安額です。
			寮・下宿	24,000			
		離 島	一 般	24,000			
			寮・下宿	29,000			
		遠 距 離 ①	24,000				
	遠 距 離 ②	30,000					
	私 立	一 般	一 般	30,000	4月30日		
			寮・下宿	35,000			
		離 島	一 般	36,000			
			寮・下宿	41,000			
遠 距 離 ①		35,000					
遠 距 離 ②		41,000					
大 学	国 公 立 (含短大)	1～6年次生	43,000	4月8日			
	私 立	1～6年次生	52,000				
	私立短大	1～3年次生	51,000				
専修学校 (専門課程)	国 公 立	1～3年次生	31,000	5月15日			
	私 立	1～4年次生	39,000				

- 注 1 遠距離①とは、通学用の1か月定期券の割引運賃が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。
- 2 離島在住で奨学金の貸与を受ける高校生のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費（渡船料・家賃）に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校（専門課程）等定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなっていることがあります。各学校に確認してください。

〈出願の手順〉

出願に必要な書類は次のとおりです。校長（学長又は学部長）を経由して提出してください。

- 1 奨学生願書
- 2 奨学生推薦調書
- 3 所得に関する証明書（注意点3参照）
- 4 住民票（注意点3参照）
- 5 遠距離①、②の出願者は定期券のコピー（高校生のみ）
- 6 作文（高校生のみ）
- 7 承諾書（高校生のみ）

書類1・2・6・7については、各学校へ申し出てください。

作文については、「私の学校生活」等、奨学センター作文用紙（1枚程度）に本人が記述してください。

なお、書類の記入もれ、添付もれの場合は受理できませんので、よく確認の上、締切厳守で提出してください。

〈注意点〉

1 奨学生願書

記入もれのないよう、事実をありのままに書いてください。特に家庭状況欄には必ず本人を含めて全員記入してください。

2 奨学生推薦調書

在学している学校において作成します。

3 所得に関する証明書、住民票等

・最新の所得証明書（家族全員分）と出願時の住民票（家族全員分、本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。

・さらに、以下のものを添付してください。

ア) 給与所得者は平成28年分の源泉徴収票。（写しでも可）

イ) 確定申告者は平成28年分の確定申告書（写）

（又は市町民税県民税申告書（写））

ウ) 年金の受給者は平成28年分の源泉徴収票（写しでも可）

〈採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出〉

・奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学学校長（学長）を経由して高等学校等は6月、大学等は7月に通知する予定です。

・採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。

・「奨学金借用証書」には連帯保証人2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる65歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。

なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。

〈奨学金の貸与〉

1 新規採用者への奨学金第1回の送金は、高等学校等にあつては4～8月分を7月中旬に、大学等にあつては4～8月分を8月末日までに、それぞれまとめて送金する予定です。以後は、原則として毎月の送金となります。高等学校等奨学金は、受領を校長に委任していただき、まとめて学校に送金します。大学等奨学金は、直接各奨学生の個人口座に振り込みます。

2 日本学生支援機構など他の奨学生に採用されたとき又は奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。

- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

〈奨学金の返還〉

- 1 奨学金は学資として貸与されたものですから、貸与終了（卒業・辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。

なお、定められた返還期限までは無利息です。

2 返還の方法・期間

貸与を受けた奨学金は、貸与終了後6か月間据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を均等に返還することになります。

- (1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍の期間で返還することになります。
- (2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の貸与期間の4倍に高校の貸与期間を加えた期間で返還することになります。

3 返還猶予

次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することがあります。

- (1) 奨学生であった人が上級学校に進学したとき。
- (2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

4 延滞利息

返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき残額につき年5.0%の延滞利息を徴収します。

奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。
返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。
返還について充分考慮のうえ出願してください。

※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。

※ 願書等の情報については奨学事業以外には使用しません。

出願の方法など不明な点がありましたら学校又は直接当センターに問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内

公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター

電話 (083) 933-4770

メール hito-sho@tune.ocn.ne.jp